

2017年10月18日
郵政ユニオン 交第5号

日本郵便株式会社
代表取締役社長
横山 邦男 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

期間雇用社員への年末年始勤務手当及び 住居手当の支給を求める要求書

郵政ユニオン組合員3名（時給制契約社員）が労働契約法20条に基づき、不合理な労働条件の是正を求めた裁判の判決（東京地裁民事19部・春名茂裁判長）が9月14日、言い渡されました。判決で、年末年始勤務手当については「日本郵便においては年賀状の準備及び配達等の期間として、年間を通じて最繁忙時期となっており、その時期に実際に勤務した正社員に対し、通常の労働の対価としての基本給等に加えて、多くの国民が休日の中で最繁忙時期の労働に従事したことに対する対価として支払われるものであると認められる。1日4時間以下であっても、勤務に従事さえすれば少なくとも半額が支払われるものであって、最繁忙期である年末年始の当該期間において、勤務の内実を問うことなく、勤務に就いたこと、すなわち労働に従事したこと自体に対する対価として一律額が支給されるものであって、長期雇用を前提とした正社員に対してのみ、年末年始という最繁忙時期の勤務の労働に対する対価として特別の手当を支払い、同じ年末年始の期間に労働に従事した時給制契約社員に対し、当該手当を全く支払わないことに合理的な理由があるということとはできない。したがって、年末年始勤務手当に関する正社員と時給制契約社員との間の相違は、同社員に対して当該手当が全く支払われないという点で、不合理なものであると認められる」としています。

また、住居手当については「正社員に対しては、自ら居住するための住宅を借り受け、住宅を新築購入したり、単身赴任の際に家族用の住宅を借り受けたりした場合に住居手当が支給されるのに対し、時給制契約社員に対しては、住居手当は一切支給されない。新一般職に対しては、転居を伴う可能性のある人事異動等が予定されていないにもかかわらず、住居手当が支給されているところ、同じく転居を伴う配置転換等のない時給制契約社員に対して住居手当が全く支給されていないことは合理的な理由のある相違ということとはできない」と判示しました。

郵政ユニオンは東京地裁判決に基づき、下記のとおり要求書を提出します。早期に誠意ある回等を要請します。

記

- 1 期間雇用社員に年末年始勤務手当を支給すること
- 2 期間雇用社員に住居手当を支給すること

以上